大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画における 説明義務と建築物の形態規制の特例許可について

国内における建築分野は、エネルギー消費量の約3割、エネルギー起源 CO2排出量の約3分の1を占めており、省エネルギーの徹底、再エネ利用 設備の導入等を通じて、脱炭素社会の実現に寄与するために、関係する 規制の強化や新たな制度の創設が図られています。

大田区は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正 により新たに設けられた建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に 基づき、「大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」を令和7年3月 に策定しました。



脱炭素な都市の実現

脱炭素社会を実現し将来世代も安心して暮らせる持続可能な社会構築に向け、区民・事業者・区の 連携により再エネ利用設備の設置促進に取り組んでいきましょう。

主な促進計画の内容

「大田区建築物再牛可能エネルギー利用促進計画」とは

適用する区域を定めるとともに、建築物に再生可能エネルギーの利用を促進するための基本的 な方針を示すものです。

大田区全域を建築物再生可能エネルギー利用促進区域に指定

区全域を建築物再生可能エネルギー利用促進区域に指定し、再生可能エネルギー利用設備の利 用促進を図ります。

促進計画の策定により、促進地区内で適用される措置

- ① 区の努力義務(区から建築主への支援に係る努力義務)
- ② 建築主の努力義務 (区民・事業者の再エネ利用設備の設置に係る努力義務)
- Point! ③ 建築士から建築主への説明義務

建築士は、促進区域内において、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」で定める用 途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合、建築物へ設置することができる再工 **ネ利用設備**について、建築主に対して説明しなければなりません。

④ 建築物の形態規制の特例許可 Point!

促進計画に適合して再エネ利用設備を設置する建築物について、容積率、建ペい率又は 高さについて、建築基準法の特例対象規定の特例許可の対象となります。

●お問い合わせ先

- ・建築士から建築主への説明義務について
- 建築審查課建築審查担当

- ・建築物の形態規制の特例許可について
- 建築審查課建築審查担当(許可)03-5744-1392